第四章の三を第四章の四とする。

第四章の二中第三十条の四を第三十条の五とし、第三十条の三を第三十条の四とする。

第三十条の二中「第三十四条の三第一項第六号」を「第三十四条の三第一項第七号」に改め、同条第三号中「いう」を「いう。第三十条の二十二第三号において同じ」に改め、同条を第三十条の三とする。

第四章の二に次の一条を加える。

（法第三十四条の六第三項において準用する法第八条の二第二項の規定の適用がある場合における優先出資の消却による変更の登記）

第三十条の六　第八条の二の規定は、法第三十四条の六第三項において準用する法第八条の二第二項の規定の適用がある場合において、法第三十四条の六第三項に規定する協同組織中央金融機関等又は特別関係協同組織金融機関等が優先出資法第四十五条第一項後段の規定により同項第二号又は第三号に掲げる事項の変更の登記をするときについて準用する。

第四章に次の一条を加える。

（法第二十八条第三項において準用する法第八条の二第二項の規定の適用がある場合における優先出資の消却による変更の登記）

第三十条の二　第八条の二の規定は、法第二十八条第三項において準用する法第八条の二第二項の規定の適用がある場合において、法第二十八条第三項に規定する対象協同組織金融機関等が優先出資法第四十五条第一項後段の規定により同項第二号又は第三号に掲げる事項の変更の登記をするときについて準用する。

第四章の二の次に次の一章を加える。

第四章の三　特定事態における資本の増強に関する特別措置

（特例金融機関等又は特例対象子会社に係る銀行持株会社等が提出する経営強化計画の記載事項）

第三十条の七　法第三十四条の九の二第一項第五号及び第二項第五号に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　剰余金の処分（経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等の剰余金の処分を含む。）の方針

二　財務内容（経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等の財務内容を含む。）の健全性及び業務（経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等の業務を含む。）の健全かつ適切な運営の確保のための方策

（特例金融機関等の株式等の引受け等に係る申込み等の特例に関する技術的読替え）

第三十条の八　法第三十四条の九の二第三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十四条第十二項	前条第四項の表第七条第三項の項 第五十六条 第八十条、第八十一条、第八十五条及び第八十六条 第五条第一項の規定による決定に従つた 第十四条第八項の規定による認可を受けて行う同条第一項に規定する合併等による	前条第四項の表第七条第三項の項 第五十六条 第八十条、第八十一条、第八十五条及び第八十六条 第五条第一項の規定による決定に従つた 第十四条第八項の規定による認可を受けて行う同条第一項に規定する合併等による

（特例金融機関等に係る株式処分等困難要件の特例）

第三十条の九　法第三十四条の九の二第三項の規定により法第五条第一項の規定を適用する場合における第七条第二号の規定の適用については、同号中「おおむね十五年以内に確保できる」とあるのは、「確保できる」とする。

（特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等が提出する経営強化計画の記載事項）

第三十条の十　法第三十四条の九の三第一項第五号に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　経営強化計画の実施に伴う労務に関する事項

二　法第三十四条の九の二第一項に規定する特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が法第三十四条の九の三第一項の申込みをするときは、次に掲げる事項

イ　剰余金の処分（経営強化計画を連名で提出する組織再編成銀行持株会社等の剰余金の処分を含む。）の方針

ロ　財務内容（経営強化計画を連名で提出する組織再編成銀行持株会社等の財務内容を含む。）の健全性及び業務（経営強化計画を連名で提出する組織再編成銀行持株会社等の業務を含む。）の健全かつ適切な運営の確保のための方策

（特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等の株式等の引受け等に係る申込み等の特例に関する技術的読替え）

第三十条の十一　法第三十四条の九の三第三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
株式交換等による同法第五条第二項	株式交換等	株式交換等
第二十三条第五項	第十九条第五項の表第七条第三項の項 第五条第一項の規定による決定に従つた同条第二項に規定する議決権制限等株式 受けた同法第十七条第二項 第二十三条第一項の規定による認可を受けて同項に規定する株式交換等に際して発行する同法第百十五条の会社法に規定する議決権制限株式	第十九条第五項の表第七条第三項の項 第五条第一項の規定による決定に従つた同条第二項に規定する議決権制限等株式 第二十三条第一項の規定による認可を受けて同項に規定する株式交換等に際して発行する同法第百十五条の会社法に規定する議決権制限株式
第二十四条第十一項	第十九条第五項の表第七条第三項の項 第五条第一項の規定による決定に従つた同条第二項に規定する議決権制限等株式 第二十三条第一項の規定による認可を受けて同項に規定する株式交換等に際して発行する同法第百十五条の会社法に規定する議決権制限株式	第十九条第五項の表第七条第三項の項 第五条第一項の規定による決定に従つた同条第二項に規定する議決権制限等株式 第二十三条第一項の規定による認可を受けて同項に規定する株式交換等に際して発行する同法第百十五条の会社法に規定する議決権制限株式